

## 亀田あけぼの会館の廃止について

R5. 10 月 / 江南区地域総務課

### <方針案>

亀田あけぼの会館について、利用者数の低下が顕著なことに加え、利用者を近隣の施設へ誘導することが可能なこと、老朽化に伴う修繕費の増大が見込まれることから、指定管理期間と合わせて今年度末をもって廃止とする。

### 1 施設の概要

- (1) 所 在：江南区曙町 3-6-2
- (2) 敷地面積：1,124 m<sup>2</sup>
- (3) 建 物：鉄筋コンクリート 2 階建。昭和 60 年建築（築 38 年）。延床 590 m<sup>2</sup>
- (4) 設置条例：新潟市亀田あけぼの会館条例
- (5) 設置目的：市民の生活の向上並びに教育及び文化の発展に資する
- (6) そ の 他：
  - ・指定管理者制度により管理を実施  
(指定期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
  - ・選挙投票所に指定  
(当会館廃止後は、近隣の民間施設に移設予定)

### 2 利用状況

#### (1) 利用者数・利用率

年度	利用者数 (人)	利用率 (%)	備考
H31/R1	4,403	5.1	選挙の投票人数を含む (内訳不明)
R2	3,028	5.2	
R3	3,474	6.5	
R4	3,515 (1,648)	3.0 (2.4)	() は選挙を除いた場合
R5 (4~9 月)	1,253 (553)	1.5 (1.1)	

#### (2) 近隣施設の状況 (令和 4 年度)

施設名	利用者数 (人)	利用率 (%)
亀田市民会館	59,265	21.9
江南区文化会館	45,410	48.5
亀田地区コミュニティセンター	35,553	44.7
サンウィング横越	23,012	34.3
亀田駅前地域交流センター	10,967	21.1

### 3 管理経費

今年度予算 歳出（指定管理料）：210 万円， 歳入（会館使用料）：30 万円

<今後，必要となる修繕等>

- ・外壁補修
- ・正面玄関の自動ドア，駐車場の街灯，消雪パイプが故障中
- ・空調設備が更新時期

### 4 関係者への説明状況

8月～9月，利用者や自治会等の関連団体に対し説明を実施

→全体を通して閉館に反対する意見等はなし

### 5 今後の予定

- ・12月：市議会に新潟市亀田あけぼの会館条例を廃止する条例を提案  
（施行期日：令和6年4月1日）
- ・3月末：閉館